

9回
令和8年第 総 会
9月

白井市農業委員会会議録

令和8年9月8日 開会

令和8年9月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年9月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	五十嵐 玲 子
2 番	板 橋 則 雄
3 番	増 田 道 恵
4 番	秋 谷 裕 一
5 番	岩 井 聡 明
6 番	中 嶋 智 彦

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 鈴 木 竜 蔵
2. 石 井 修 一
3. 大 塚 公 裕
4. 押 田 勝 巳
5. 福 田 政 実
6. 小 野 和 彦
7. 後 藤 拓 也
8. 秋 本 貴 之

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月18日金曜日
- ・事前審査会（案） 9月29日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室1
- ・総 会（案） 10月 6日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

梨のほうも、豊水はピークを終えたことだと思います。

また、長雨によって稲刈りができない地域が結構あると思うのですが、11日以降は晴れ間が見える予定だと思いますので、皆さん、頑張ってくださいと思います。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年9月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、4番秋谷裕一委員、6番中嶋智彦委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字平塚字牛ヶ作の2筆です。

地目は畑、地積は合計2,710平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、2番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑、地積は1,296平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、3番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑、地籍は1,623平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、4番、大字復城際の1筆です。

地目は畑、地積は1,058平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、5番、大字復字城際の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。地籍は423平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、6番、大字復字山谷の1筆です。

地目は畑、地積は2,899平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、7番、大字復字山谷の1筆です。

地目は畑、地積は2,856平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

続いて、2ページを御覧ください。

8番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑、地積は836平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、9番、大字復字城際の1筆です。

地目は畑、地積は156平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、10番、大字復字城際の3筆です。

地目は畑、地積は合計で442平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

次に、11番、大字復字台山の3筆です。

地目は山林、現況は畑です。地積は合計で1,014平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

最後に、12番、大字復字台山の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。地積は51平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は売買による所有権移転となります。

以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 2班班長、五十嵐です。

議案番号第1号、1番について調査報告を申し上げます。

事前審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態で、進入路については市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は、現在、農機具を所有しておりませんが、管理機、耕運機を購入する予定です。

労働力は、世帯員が3人おり、3人とも農業に従事する予定です。

年間従事日数は150日で、技術力については、平塚にあるえびちゃん農園で1年間研修を行っており、就農後も継続して指導を受けるとのことで、特に問題はないと判断いたしました。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、議案番号第1号、2番から12番について、関連がありますので、一括して調査報告を申し上げます。

事前審査資料2番から12番を御覧ください。

当日は、代理人の方が出席されました。

申請地は、市役所の南東側に隣接するエリアに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態で、進入路については市道により確保されております。

本案件は、7月に申請のありました法目地区のデータセンター開発に伴い、農地を売却した農家のうち、代替地を希望する農家に対し換地を行うための申請で、それぞれの所有する農地の周辺へ、売却した農地と同程度の規模を確保するものです。

労働力や農機具の所有状況についても、それぞれ申請書のとおり、特に問題ないと判断いたしました。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いします。

1 番について、最適化推進委員の福田政美委員、お願いいたします。

福田政美委員 推進委員の福田です。

補足といたしまして、義務者にお電話しましたところ、この土地は相続で親から受け継いだ土地なのですが、現在、耕作をしておらず、管理も難しいため、農地バンクを介して権利者を紹介されたということです。

売買に関して、総額20万円は評定価格としてこの価格で、双方合意の上、契約は成立したということです。

以上です。

中 村 会 長 2 番から12 番について、最適化推進委員の秋本貴之委員、お願いいたします。

秋本貴之委員 白井復地区担当の秋本です。

人数が多いので、12名のうち1 人に電話でお伺いしたところ、法目・上長殿地区データセンターで農地を売却し、自宅の近くで農地を探していたところ、見つかりまして申請したとのことでした。

これから農業を進めることは問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。

番号で2、10、11、12の土地については、NTTの所有権移転の仮登記がついているのですが、こちらは特に今後、NTTが所有権を移転するという予定は、今のところ立っていないということなのでしょうか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 こちらの土地については、もともと仮登記自体は6月に組まれているのですが、この後、7月ぐらいに分筆を行いまして、NTTが買うのが一部の事業区域になってお

りまして、今回、申請が出ているのが、その事業区域外の場所になりますので、行く行くは、この仮登記は外して、売却が通常どおり行われるというふうに聞いております。

岩井聡明委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続いて、2番から12番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

2番から12番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番から12番を許可することに可決いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、3ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和8年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

4ページから6ページにかけての専決処分書を御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に、②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

次に、③農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

最後に、④農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項等の（2）その他で、10月の事前審査会、総会の日程について申

し上げます。

申請の受付締切りが9月18日金曜日、事前審査会が9月29日火曜日、担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室1になります。

総会が、10月6日火曜日午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議題については、全て終了しました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人